

令和6年度第2回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和6年10月31日（木）

午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

（1）諮問事項の審議

- ・諮問第1～3号の答申について
- ・諮問第4号（開示された『令和5年1月30日付井発第260号による個人情報取扱事務登録簿』に係る決裁後の起案文書に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第5号（議会事務局設置の電話による音声録音データ収集に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第6号（『自治法第180条第1項』に基づく『町長の専決処分事項の指定』に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第7号（固定資産評価審査委員会の委員の公募に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第8号（水道料金の遅延損害金並びに下水道使用料の延滞金の各徴収事務取扱について定めた要綱に関する公文書の非公開決定）について
- ・諮問第9号（固定資産評価審査委員会委員の再任用に関する公文書の非公開決定）について

5. その他

6. 閉 会

諮問第1～3号の答申について

○諮問第1号の答申について（答申第1号）

4 審査会の判断について

○審査請求人の主張アに対して

公開決定を取り消し一部公開決定としたところで、新たに公開される公文書は無く、「一部公開決定」は、公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開することを想定した処分である、という実施機関の主張に不合理な点は無いと認められる。

○審査請求人の主張イ及びウに対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる趣旨ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年2月27日付け井発第854号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年3月14日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約1年3ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第2号の答申について（答申第2号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

『井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項』に基づく『令和3年度井川町廃棄物処理計画』に係る告示」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる趣旨ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年3月13日付け井発第1076号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年3月23日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約1年3ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第3号の答申について（答申第3号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「町指定ごみ袋以外のポリ袋等の使用による一般廃棄物の排出（シール貼付の上の収集拒否）に係る即時強制について廃掃条例に基づく告示（令和3年11月18日以前かつ直近のもの）」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる趣旨ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1577号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

諮問第4号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 私（審査請求人）に開示された『令和5年1月30日付井発第260号による個人情報取扱事務登録簿』に係る決裁後の起案文書
実施機関	井川町長
決定年月日	令和5年4月5日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（当該文書が作成されていない）
不服申立て年月日	令和5年4月26日
諮問年月日	令和6年6月21日
審査請求理由の概要	本件文書の不作成は井川町処務規則第40条第2項及び同第49条第6項に違反し、個人情報保護条例施行規則第2条第3項各号に整合しないことから、個人情報取扱記録簿の作成、登録について起案をし、決裁を受けるように是正すべき
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 「個人情報取扱事務登録簿」とは、令和5年3月31日をもって廃止となった井川町個人情報保護条例（以下、「旧条例」。）第6条に規定される公文書で、「実施機関は、個人情報を取扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(略)」について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。」とされているものである。 旧条例施行規則第2条第1項には「実施機関は、個人情報の取扱い、管理、個人情報の保護について必要な措置を講ずるため、課等に個人情報管理責任者を置く」と、同条第2項には「個人情報管理責任者は、課等の長をもってあてる」と、同条第3項には「個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を行う(1) 個人情報の適正な管理に関すること。(2) 個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限等の適正な運用管理に関すること」と規定されていることから、個人情報管理責任者たる課等の長が自らの責任において個人情報取扱事務登録簿を作成したものである。したがって、課等の長が自らに対して決裁を受ける旨の起案用紙は存在しない。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡る提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 原処分について」に対し、 「個人情報管理責任者を置くこと」と「個人情報取扱事務登録簿への登録」は、いずれも行政行為であり、係る各事務手続も、その目的を達成する為のものであるので、各実施機関の長（後者の場合は、同責任者も含む）の決裁を要するものと認識する。 ウ.「(3) 審査請求人の請求の趣旨について」に対し、 審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているの

	ではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である。（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと。「…そぐわない」との記述表現は失当である）と、思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年2ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。
--	--

諮問第5号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 議会事務局に設置された電話による音声録音データの収集について、①個人情報保護条例第6条及び2項に基づく、決裁後の『個人情報取扱事務登録簿』 ②『議会事務局通話録音装置の運用に関する要綱（又は要領）』
実施機関	井川町議会
決定年月日	令和5年3月27日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（当該文書が作成されていない）
不服申立て年月日	令和5年4月26日
諮問年月日	令和6年6月21日
審査請求理由の概要	個人情報事務登録簿の登録なしに電話音声録音データの収集はできない、「②」の要綱（要領）なしに電話音声録音データを収集できず、録音の都度かつ事前に根拠法令、利用目的、個人情報の内容等を告知の上為されるべきであり、上記の不利益処分は是正されるべき
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、事務局側に対して上記作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。 仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である。（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年2ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第6号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 『自治法第180条第1項』に基づく『町長の専決処分事項の指定』について告示したもの
実施機関	井川町議会
決定年月日	令和5年3月27日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（当該文書が作成されていない）
不服申立て年月日	令和5年4月26日
諮問年月日	令和6年6月21日
審査請求理由の概要	井川町議会が地方自治法第180条第1項上の「輕易な事項」を議決により具体的な基準を示して町長に委任しないまま、町当局によって「輕易な事項」の処分等がなされる事態は、井川町議会の軽視であり是正されるべき
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、事務局側に対して上記作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。 仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である。（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年2ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第7号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 現：固定資産評価審査委員会の委員の公募について①各委員の当初のもの②各委員の直近の任期満了に伴うもの。
実施機関	井川町長
決定年月日	令和5年10月30日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（委員の公募を行っていない）
不服申立て年月日	令和6年1月25日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	固定資産評価審査委員会の委員の任用について、公正性及び中立性等を確保するため、公募するように是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約5ヶ月あまりを費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第8号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第8号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 水道料金の遅延損害金並びに下水道使用料の延滞金の各徴収事務取扱について定めた要綱（訓令または告示）
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年1月11日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（当該文書が作成されていない）
不服申立て年月日	令和6年1月25日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	水道利用者に対して、水道料金の遅延損害金、並びに下水道使用料の延滞金について条例等で規定した上で、各利率等についても具体的に町ホームページ等で説明・公表するように是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約5ヶ月あまりを費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第9号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第9号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会） (公開請求する公文書の名称) 現：固定資産評価審査委員会の各委員が複数回再任用されていることについて、各その理由が付された決裁後の起案文書
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年2月5日（公文書非公開決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため（当該文書が作成されていない）
不服申立て年月日	令和6年2月29日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	委員の再任用に係る（限度）回数、及び適格等を定めたものが当町において現存していない状況で、議会の同意を得て選任できるはずが無い為、再任用に係る規定等を定めるように是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	「全部認容」を求める。 ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないものであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと）と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約5ヶ月あまりを費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。